

浅口市火入れに関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月27日

条例第5号

浅口市火入れに関する条例(平成18年浅口市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報、火災注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、乾燥注意報、火災注意報又は火災警報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。